

## 宗像市職員等の公益通報に関する規程

### (目的)

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、職員等からの公益通報及び当該通報に関する相談（以下「通報等」という。）に適切に対応するために必要な事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、公正な職務の遂行及び適正な市政の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員、同法第22条の2に規定する本市の会計年度任用職員及び同法第22条の3に規定する臨時的に任用された本市の職員（以下「職員」という。）並びに本市に勤務していた職員であつて、通報の日前1年以内に退職したものをいう。
- (2) 公益通報 法第3条第1号及び法第6条第1号に定める公益通報であつて、職員等の職務に係る法令等（条例、規則等を含む。以下同じ。）の遵守及び倫理の保持に関するものをいう。
- (3) 通報者 公益通報をした職員等をいう。

### (組織体制)

第3条 通報等への対応に関する事務を管理・運営するため、総括通報等責任者を置くこととし、総務部長をもって充てる。

- 2 職員等からの通報等を受け付ける窓口（以下「通報等窓口」という。）を設置する。
- 3 通報等窓口においては、人事課長又は人事課長が指名する職員で対応に当たるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、人事課に係る通報等については、総務課長又は総務課長が指名する職員で対応に当たるものとする。

### (公益通報)

第4条 職員等は、市の事務事業の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実を知り得たときは、人事課以外に係る公益通報にあつては人事課長又は人事課長が指名する職員、人事課に係る公益通報にあつては総務課長又は総務課長が指名する職員を経由して市長に対し、公益通報書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがある事実

(2) 市民の生命、身体又は財産の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与え、又は与えるようなおそれがある事実

(3) 前2号に定めるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

- 2 公益通報に際しては、職員等は、原則として実名により行うものとする。
- 3 職員等は、他の職員等に損害を与える目的、不正の利益を得る目的その他の不正な目的で公益通報を行ってはならない。
- 4 職員等は、客観的事実に基づき、誠実に公益通報を行わなければならない。

(通報者等の保護)

第5条 市長は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等に対して、懲戒処分その他の不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 市長は、通報者等が通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なく改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。
- 3 管理又は監督の地位にある職員は、通報者等が通報等をしたことにより職場の環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督をしなければならない。
- 4 通報者等に関する情報は、非公開とする。

(通報等の処理の業務に従事する者の責務)

第6条 通報等の処理の業務に従事する者は、通報者等の個人情報その他の通報等に関する情報を漏らしてはならない。

- 2 通報等の処理の業務に従事する者は、第三者の正当な利益及び公共の利益を害することのないように努めなければならない。
- 3 通報等の処理の業務に従事する者は、自己が関係する通報等の処理に関与してはならない。

(調査の実施)

第7条 市長は、第4条第1項の公益通報書の提出を受けたときは、直ちに当該公益通報に係る事実について必要な調査を行うものとする。

- 2 市長は、特別の事情があるときは、弁護士等の第三者に調査を依頼することができる。
- 3 職員等は、当該公益通報に関して行われる調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 市長は、調査の結果、当該公益通報に係る事実を確認したときは、当該事実関係を是正し、再発を防止するための必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、速やかに調査結果及び是正措置内容を調査結果報告書（様式第2号）により通報者に報告するものとする。ただし、匿名による通報者及び当該報告を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（公表）

第9条 市長は、公益通報の処理事項について必要と認めるときは、公表するものとする。

（雑則）

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

宗像市長 様

(通報者)

公益通報書

宗像市職員の公益通報に関する規程第4条第1項の規定により、次のとおり通報します。

受付年月日	年 月 日 ( ) 時 分
件名	
通報者氏名・所属 (匿名の場合、その理由)	
連絡先・連絡方法	
事実の発生年月日	年 月 日 ( )
通報の概要	
違反する法令等(条項)	
内容を知った経緯	
証拠書類等	有 ( ) ・無
他に通報内容を知る人	有 ( ) ・無
上司等との相談	有 ( ) ・無
(備考) 調査等の進捗状況・結果の通知(希望する・希望しない)	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

様

宗像市長

調査結果報告書

年 月 日付で通報のありました件について、宗像市職員の公益通報に関する規程第8条第2項の規定により、次のとおり報告します。

通報受付年月日	年 月 日 ( )		
通報の概要			
調査期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
調査結果			
是正措置	是正措置	<input type="checkbox"/> 必要あり	<input type="checkbox"/> 必要なし
その他	(特記事項)		